

沿岸広域振興局長告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年6月24日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100127	かまいしワーク・ステーション	釜石市片岸町第3地割28番地7	釜石市千鳥町一丁目1番6号	平成23年5月11日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100127	かまいしワーク・ステーション	釜石市片岸町第3地割28番地7	釜石市千鳥町一丁目1番6号	平成23年5月11日